

労働保険年度更新のお知らせ

福岡労働局 労働保険徴収課

1 労働保険年度更新の手続きについて

平成31年度の労働保険年度更新の手続期間は、6月3日（月）から7月10日（水）までです。事業主のみなさまにはこの期間中に労働保険料等の申告と納付の手続きを行っていただくようお願いします。

労働保険料等の申告と納付の手続は、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関の窓口、労働基準監督署又は福岡労働局総務部労働保険徴収課で行うことができます。また、電子申請や郵送で申告を行うこともできます。

2 口座振替について

労働保険料等の納付は、口座振替ができますが、本年度第1期分の受付は締切っています。第2期分もしくは来年度（分割なしの場合）より利用可能です。

3 雇用保険料率について

平成30年度から変更はありません。

詳しくは下記の厚生労働省のホームページをご覧ください。

4 年度更新業務の外部委託について

年度更新申告書の審査等を一部外部委託しており、民間の受託事業者から申告書の内容等について問い合わせがある場合がありますので、予めご承知ください。

5 「年度更新手続」等の問い合わせ先

「年度更新手続」や「口座振替手続」等に関する問い合わせは、次のとおりです。

- (1) 労働保険番号が「40. 1.」で始まる申告書（緑色の封筒に在中）

「福岡労働局総務部労働保険徴収課／適用第1、第2係」

(TEL 092-434-9833)

- (2) 労働保険番号が「40. 3.」で始まる申告書（水色の封筒に在中）

「福岡労働局総務部労働保険徴収課／適用第3係」

(TEL 092-434-9834)

6 厚生労働省のホームページ

労働保険年度更新等に関する詳しい内容は、厚生労働省のホームページでご覧いただけます。

厚生労働省のホームページは <https://www.mhlw.go.jp/> です。